

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第卷七十五第

口繪 經濟學部學徒出陣壯行式寫真

ヒックス利子理論について……………高田保馬

増税問題……………汐見三郎

強制及び勸誘貯蓄の體系……………小島昌太郎

近代資本主義經濟の二つの側面……………青山秀夫

アンシアン・レジームの經濟段階……………河野健二

選擇理論の立場から見たる  
デュブイの相對效用について……………園正造

戰時財政と經濟統制……………有井治

彙報

本誌第五十七卷總目錄

行發月二十年八十和昭

# 強制及び勸誘貯蓄の體系

小島 昌 太 郎

## 一 浮動購買力の吸収

いはゆる浮動購買力吸収の主要なる手段の一として、近來、益々、強制及び勸誘による貯蓄が、種々なる項目に於て行はることゝなつた。最初は、斷片的に行はれたものも、その行はるゝ項目の増加するにつれて、次第に、一つの體系を形作るの形勢となつた。然るに、貨幣的購買力の吸収は、單に、貯蓄の方法によりて行はるゝものばかりではない。貨幣的購買力は、租税の方法によりても吸収せられ、また、官業收入によりても吸収せられる。ゆゑに、貨幣的購買力の吸収は、單に、貯蓄の強制及び勸誘の方法に於て、何等かの體系を構成するだけでは、甚だ不完全であるのみならず、それが形作る體系は、租税及び官業收入の體系と關聯をもち、それと相互補完的なる仕組に於て構成せらるゝことが望ましい。すなはち、浮動購買力の吸収は、強制及び勸誘の貯蓄と、租税、官業收入との三者につき、全般に互つて一つの體系を構成するものでなければ、完全なるものと言ふことは出来ないのである。

然しながら、元來、租税は、貨幣的購買力の吸収をなすものであると言ひながら、「浮動」購買力を吸収する目的を以て制度化せられたものではない。官業收入に至つては、もとより、「浮動」購買力の吸収を目的とす

るものではない。租税は、國家經費を支辨するの財源として徴收せらるゝの建前に於てあるものであり、官業收入は、その事業の支出を補填して、事業の存続と發達とに資する所の建前に於てあるものである。租税も官業收入も、もとは、購買力の「吸収」といふ意味に於て働いたものではなく、購買力の循環、資金の流通の裡に於ける、一節をなすものたるの意味をもつものに外ならなかつたのである。

これらが、購買力の吸収といふ意味をもつに至つたのは、本來の建前に附け加べられたる任務としてである。國民の貨幣的購買力が、主として、政府購買力の放出によりて、出來上ることとなりたるの結果として、それが物資に對して過剩となることなからしむる所の處置を必要とするに至りたるが、租税に、この任務を負擔せしむるに至つたのである。すなはち、平時に於ては、國民の貨幣的購買力は、國民の經濟活動に隨伴して生じたものである。租税や官業收入は、この國民の裡に生じたる購買力を「吸収」したといふよりも、むしろ「受け入れ」て、それを以て政務や官業を運行するの資としたのである。

然るに、戦時に於ては、殊に、今日の我が國に於ては、國債の日本銀行に於ける引受けといふ方法によりて、政府が先づ莫大なる貨幣的購買力を作出獲得して、これを以て、大東亞戦争完遂のための支出に充てゝ居るのである。従つて、それは、民間よりの吸収といふことなくして、先づ民間に放出せられる。然るに、生産物の大部分は、戦争目的に充當しなければならぬのであるから、國民の消費し得る生産物は、自ら限局せられなければならない。こゝに於て、政府の支出は、國民の手許に於て、浮動購買力となる。これをそのままに放置すれば、供給物資との均衡を失し、悪性インフレーションとならざるを得ない。これ、貨幣的購買力を單なる「循環」の状態に放置することを得ずして、これを「吸収」するの處置を必要となするに至りたる所以である。

## 二 通貨調節作用の轉位

大東亞戰爭完遂のための要請は、貨幣制度を改革せしむるに至つた。従前の金貨本位制度に於ては、貨幣制度の基本をなすものは金貨であり、貨幣價値の本位たるものは金の交換價値であつた。そして、それを表現するものとして、金貨兌換の銀行券が發行せられ、これが、實質に於て、本格的なる通貨となつて居つた。

兌換銀行券は、引換に當てらるべき金貨銀貨及び地金銀を以て、引換準備とせられ、その増減に應じて、銀行券の發行高も増減するを本則となし、我が國に於ては、一定限度に於て、有價證券を保證として、その不足を補ふための發行が許される制度であつた。この有價證券保證の發行は、次第に、金準備發行の不足を補ふためのものといふよりは、むしろ、それが發行高に於て主要部分を占むるものとなつて居つた。

ゆゑに、銀行券たる通貨は、直接及び間接に、引換準備たる金銀貨及び地金銀の日本銀行に於ける保有量によりて、調節せらるゝ仕組であつたのである。若干の人為的操作を必要としなかつた譯ではないが、基本的には、この引換準備そのものが、自動的に、通貨量の調節をなす所の制度であつたのである。

すなはち、金銀準備は、主として、貨物貿易及び無形貿易の輸出入の超否によりて増減するものであるから、これを準備とする銀行券の發行量は、貿易の盛衰によつて自ら調節せらるゝ關係にある。これが、従前の銀行券の發行方法自體に、通貨量の調節をなす作用を賦與して居つた所の一つのものであつた。また、有價證券保證による銀行券の發行は、その有價證券は、商業手形を主要とするものであつたから、その期限の到來によりて、收縮せられる關係にあつたのである。これが従前の發行方法自體のうちに含有して居つた自働的調節作用の第二の

ものであつて、むしろ通貨調節機能に於ては、金銀準備よりも大なる働をなして居つたのである。

それゆゑに、この貨幣制度に於ては、通貨量は、金銀または商業手形といふ物的準備の増減に適應して、自ら、調節する作用をもち、また、發行方法自體に收縮の機能を具へたものであつた。

然しながら、かゝる發行方法は、政府の貨幣需要を急激に充足することを必要とする所の戰時財政の要請には、適せざるものである。戰爭の遂行には莫大なる資材を必要とし、従つて、また莫大なる歳出をなすための莫大なる歳入を必要とする。かくの如き莫大なる歳入を急速且つ圓滑に調達するために、前述の如く、政府公債の大部分を、日本銀行をして引受けしめ、それによりて、政府資金を調達し、これを以て歳出に充つるの方法をとることゝなつたのである。然るに、かくの如くにして、支出せらるゝ政府資金は、民間の手に渡りて後、銀行預金の形態に於て、轉々、支拂に充てらるゝものもあるけれども、而も、窮極に於て、勞賃に分解するものであり、その際に於て、現金通貨たる銀行券となるものである。それがため、政府歳出の急激なる膨脹は、銀行券の急激なる膨脹を見る關係にある。この急激なる膨脹が豫想せらるゝ銀行券の發行方法としては、従前の金銀を以て引換準備とする發行方法に於ては適應性がない。それゆゑに、昭和十七年、日本銀行法の制定に當り、兌換銀行券條例が廢止せられ、大藏大臣が、その發行限度を決定する所の銀行券の發行方法が採用せらるゝに至つたのである。

この改正されたる銀行券は、それについて何等兌換に關する規定なく、従つて、引換準備を以て發行せらるるものではなく、發行高に對する同額の保證を以て發行せらるゝのであつて、その保證の順位としては、商業手形、銀行引受手形が第一位に置かれて居るけれども、統制經濟の強化と共に、かゝる手形が保證として占むる割合は益々僅少となり、その主要なるものは、むしろ、國債であり、兌換銀行券條例の場合に於て基本的なる發行

準備たる地位にあつた金銀貨地金銀の如きは、保證の順位に於て最後の地位を占むるに過ぎないものとなつた。

かくの如くに變更せられたる銀行券の發行方法は、戰時經濟に於ける通貨の供給制度として、柔軟性をもつてに於て、これによく適合するものであるけれども、前に述べたる所を以て明らかなる如く、もはや、發行方法自體の裡には、調節作用を具へないものとなつたのである。それがため、この發行方法の下に於て、流通界に供給せらるゝ通貨は、そのまゝに放置すれば、次第に滯留累積せんとする傾向を強くもつものである。

一方に於て、民需物資が益々その供給の減少せんとするに對して、他方に於ては、通貨が流通界に滯留累積せんとする傾向は、もとより、そのまゝに放置せらるべきものではない。それゆゑに、統制經濟は、この物資に對して、均衡を失はんとする通貨に對して、全面的組織に於て、これを吸収する方法をとらなければならぬこととなつた。それが、貯蓄の強制及び勧誘を喚び起すに至つたのである。

### 三 國家資金動員計畫

戰時統制經濟の要請は、かくの如くに、貯蓄の強制及び勧誘を喚び起すこととなり、それは、單に、金融といふ經濟活動の一部面に於ける任務としてだけのことではなく、むしろ、國家行政の主要なる活動の一として行はれしむるに至つたのである。然しながら、通貨の吸収は、かくの如くに、戰時統制經濟に於て、主要なる問題ではあるけれども、而も、戰時統制經濟に於てそれよりも重要なことは、戰爭目的完遂のための政府活動を支障なく行はれしむることゝ、それに關聯する所の生産力擴充に遺憾なからしむることである。

こゝに於て、戰時統制經濟は、金融統制の基本法式として、財政金融基本方策を決定し「國家資力ヲ概定シ之

ヲ國家目的ニ從ヒテ、財政、産業及び國民消費ノ三者ニ合理的ニ配分スベキ國家資金動員計畫ヲ設定スルこととなり、「國民貯蓄計畫ハ右國家資金動員計畫ニ基キテ樹立スル」こととなつたのである。

こゝに言ふ所の國家資力の財政、産業、國民消費の三者への配分といふことは、例へば、昭和十八年度の國民資金動員計畫によれば、國民所得を五〇〇億圓と概定し、これを、財政資金に三七〇億圓、生産擴充資金に六〇億圓、國民消費資金に一三〇億圓を配分するといふことである。そして、この國民所得の五〇〇億圓は、これを以て、租税に一〇〇億圓、國民貯蓄に二七〇億圓を振當て、残額の一三〇億圓を前記の如く國民消費に充てしめるのであつて、貯蓄のうち、二一〇億圓は國債を引受けしめ、これと前記の租税一〇〇億圓とによりて、財政資金を前記の如く三一〇億圓調達するのであり、貯蓄の残額六〇億圓が生産擴充の産業に振り當てられるのである。貯蓄の強制及び勧誘の體系は、この國民資金動員計畫の枠内に於て、財政計畫、特に租税體系に順應し、後者も前者に順應し、且つ生産擴充資金及び産業の恒常資金もこれと適應するやうに、全體の體系の裡の一部として組立てられなければならぬのである。

たゞ、この國民資金動員計畫について注意すべきことは、財政資金、産業資金、消費資金は、それぞれ相互に循環の關係にあるといふことである。尤も、財政資金は、豫算を以て決定せられたる計畫の範圍に止まるもので、他に配分せられたる資金が、循環的にこれに流入するといふことはない。然し、財政資金は、それが支拂はるゝことによつて、産業資金ともなり、殊には、國民所得となるものであつて、この國民所得は、そのままにすれば、それが國民消費資金となるのである。産業資金も、それが支拂はるゝことにより國民所得となり、國民消費資金となる。また、國民消費資金も、それが支拂はるゝことによりて、産業資金となる。更に、國民消費資金そのものも、

それが支拂はるゝことにより受領者に於ける所得（國民所得を構成する所の）となり、再び、國民消費資金となる。ゆゑに、この資金の配分といふことは、物資の配分の如く、例へば、一億噸の石炭を、國用に五千萬噸、産業用に四千萬噸、國民消費用に一千萬噸割當するといふが如き、配分とは、意味を異にすることを忘れてはならない。ゆゑに、國民消費資金への配分といふことは、先づ國民所得の總額が、財政資金及び生産擴充資金の支拂及びその他の原因より生ずるものがすべて概算せられて、五〇〇億圓と見積られ、これより、租税の二〇〇億圓と國民貯蓄二七〇億圓とが控除せられ、殘額一三〇億圓が國民の手に殘されるといふことであつて、國民消費資金への一三〇億圓の配分といふことは、この意味に於て成り立つのである。

#### 四 現行の強制及び勸誘貯蓄の體系

貯蓄の強制及び勸誘の體系は、租税、官業收入に附着する所の購買力吸収の體系に對し、補充關係をもつ所のものであらねばならず、また、それは、いはゆる國家資金動員計畫の枠内に於て構成せられねばならぬものである。現在行はれつゝある所の貯蓄の體系なるものはもとよりのこと、租税及び官業收入に附着する所の購買力吸収も、これと同じく、いづれもみな特發的に設けられたるものか、または、在來のものに便乘したるに過ぎないものである。今日の如く、財政資金の放出が愈々増大する傾向あるに際しては、これは、全體的に適當なる體系に組替へられなければならぬ。

それが如何なる體系にあるべきかは、租税體系を基本として、且つ、それをも含めて、新事態に適合すべく、斬新なる考想を必要とする。こゝには、たゞ、現在行はれつゝある所の、事態の進展につれて個別的に次第に設



けられたる所の、強制及び勧誘の貯蓄が如何なる體系をなして居るかを示すに止める。

現行の強制及び勧誘の貯蓄は、これを、(イ)財産の移轉に關して行はるゝもの、(ロ)貨幣的收入に關して行はるゝもの、(ハ)貨幣的支出に關して行はるゝもの、及び、(ニ)その他、に分つて體系的に觀察することが出来る。

(イ) 財産の移轉に關するもの

各種財産の移轉の際に於て、それに伴ふ資金移動に對して、貯蓄、公債購入、特殊決濟等の方法によつて、貨幣的購買力が強制的に封鎖せらるる場合は次の如くである。

(イ) 企業整備に關し、事業の全部または一部を讓渡した場合、その代償金三萬圓以上のときには、讓渡者の受取るべき代償金に就き、特殊決濟が行はれ、自由なる處分が許されない(企業整備資金措置法、第四條、第五條、同施行令、第一條第一項第一號)。

尙右の代償金が三萬圓以下であつても、三千圓以上なる場合に於ては、買收、收用したる者は、代償金支拂以前に於て、大藏大臣に對し報告書を提出すべき義務を負ひ、讓渡者は、その代償金に對し、原則として、八割の國債を購入し、これを保有すべきことが命ぜられる(臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依ル土地其ノ他ノモノヲ收用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ關スル大藏省令改正第六十七號、第一條、臨時資金調整法施行令、第九條ノ二第一項、「財政」十七年五月號氏家國民貯蓄獎勵局長記述)。

こゝにいふ企業整備とは、我が國の經濟力を總動員して、戦力増強、重點生産擴充に集中し、これを最高能率に於て働かしむるために、各種の經濟事業を改廢再編することをいふのであつて、企業整備資金措置法施行令によれば、これを企業設備の増強、企業の廢止若しくは休止、または企業の統合として取扱つて居る(同令第一條、

第一號。

この企業整備のために支拂はるゝ資金は、企業整備資金措置法の規定に従ひ、特殊決済が行はるゝことになつて居る。特殊決済とは、かゝる資金が、浮動購買力となることを防止し、國家經濟の秩序を維持する目的を以て行はるゝ所の決済方法であつて、債權者または債務者の撰擇により次の五つのいづれかを以て、この資金を五年間若しくは十年間封鎖する制度である。

(1) 特殊預金。この預金は、預入の日より五ヶ年を以て預金期間とするものであつて、その期限前の拂戻または解除については、命令の定むる所により、政府の許可を受くることを要するものである。その利率は、年三分八厘、一回の預入金額一口百圓以上である。特殊預金による特殊決済は、債務者すなはち企業設備の譲受人が、その支拂ふべき金額を命令の定むる所により、政府の指定する銀行に於ける債權者すなはち設備の譲渡人の特殊預金とすることによりて行はれる(措置法第六條第一項、第二二條第一項、大藏省告示第二百九十八號)。

(2) 特殊金錢信託。この金錢信託は、前述の特殊預金と同じ條件のものであつて、債務者が政府の指定する信託會社へ、債權者を信託者及び受益者としてなすものである(措置法第七條第一項、第二二條 大藏省告示第二百九十八號)。

(3) 債務者特殊借入金。被整備設備の代金を、その譲受人たる債務者自身を借主となし、譲渡人たる債權者をその貸主となす所の借入金である。この場合に於て、讓受をなすものが(a)産業設備營園なるときは、利率は年四分三厘、借入期間借入の日より十ヶ年、一回の金額一口一萬圓以上であり、(b)更生金庫なるときは、利率と借入期間とは右と同じく、一回の金額は千圓以上である。その他のものが讓受人たる場合の特殊借

入金については、利率はその都度決定せられ、借入期間は十ヶ年、一回の借入金額一口一萬圓以上である。

(4) 戦時金融庫特殊借入金。被整備設備の譲渡人または譲受人が、その譲渡代金を、戦時金融庫の借入金となすことを選擇したる場合に於て、債務者がこれを同金庫に納付して、設定したる同金庫の借入金である。その利率は年四分三厘、借入期間十ヶ年、一回の金額一口一萬圓以上(措置法第九條第一項、大藏省告示第二百九十八號)。

(5) 政府特殊借入金。戦時金融庫特殊借入金の場合と同様に、債務者が、政府に代金を納付して債権者のために設定したる政府借入金であつて、利率年三分六厘五毛、期間十ヶ年、一回の金額一口三萬圓以上である。政府は、この借入金については、特殊決済資金に關して金融機關に保證を與ふる元本の金額と合算して、豫め帝國議會の協賛を求めらるることになつて居る(措置法第十三條、第四項)。

(ロ) 企業整備に關し、事業に屬する設備または権利の全部または一部を譲渡した場合、その代償金三萬圓以上るときには、特殊決済が行はれる(企業整備資金措置法第四條、第五條、同施行令第一條第一項第一號第三號)。

この場合、代償金三萬圓以下、三千圓以上なる時には、(イ)の後段の場合と同様賣却を爲したる者は、その代金の八割に相當するだけの國債を購入しなければならぬ(臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ基ク大藏省令改正、臨時資金調整法施行令第九條ノ二第一項「財政」十七年五月號氏家國民貯蓄獎勵局長記述)。

(ハ) (イ) (ロ) の場合のほか、土地、建物、船舶、樹木の集團を賣却した場合、代金三千圓以上のときは、その代金の八割以上に相當する國債を購入しなければならない(臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ基ク大藏省令改正第六十七號第一條、臨時資金調整法施行令第九條ノ二第一項「財政」十七年五月號氏家國民貯蓄獎勵局長記述)。

(ニ) 資本金百萬圓以上の會社の資本金の三分の一以上に相當する株式または出資の持分を讓渡した場合に  
は、その代償金については、特殊決濟によらなければならぬ(企業整備資金措置法第四條、第五條、同施行令第一條第一  
項第四號)。

(ホ) (三)の場合のほか、企業整備に關し、株式または出資の持分を讓渡した場合には、その代償金五萬圓以  
上ときには、特殊決濟によらなければならぬ(企業整備資金措置法第四條、第五條、同施行令第一條第五號)。

この場合、代償金五萬圓以下三千圓以上の場合には、(イ)の後段の場合と同様、讓渡者は八割以上の國債購入  
を命ぜられる(臨時資金調整法第十六條ニ基ク大藏省令改正第六十七號第一條、臨時資金調整法施行令第九條ノ二第一項「財政」  
十七年五月號氏家國民貯蓄獎勵局長記述)。

(ハ) (ロ)に於ける事業に屬する權利のほか、地上權、永小作權、または土地建物の賃借權を讓渡したると  
き、その代償金三千圓以上の場合には、讓渡を爲したる者は、代償金の八割以上の國債購入が命ぜられる。そし  
て、特許權、鑛業權の場合も亦同様である(臨時資金調整法第十六條ニ基ク大藏省令改正第六十七號第一條、臨時資金調整  
法施行令第九條ノ二第一項「財政」十七年五月號氏家國民貯蓄獎勵局長記述)。

(ト) 轉廢業のため、事業の處分を更正金庫に依託し、それに對して限度貸付を受けたるとき、貸付金額千圓以  
上の場合には、千圓を超える部分に對しては、特殊決濟によらねばならぬ(企業整備資金措置法第四條、第五條、同施  
行令第一條第一項第九號)千圓以下の場合には、その二割に相當する國債の購入と八割の長期銀行預金の勸奨を受  
ける(臨時資金調整法施行令第九條ノ二第一項)。

(チ) 書畫または骨董を、入札その他競争の方法を以て賣却した場合、代金三千圓以上のときは、賣却人はそ

の代金の八割以上に相當する國債を購入しなければならぬ（臨時資金調整法第十六條ニ基ク大藏省令第六十七號第一條、臨時資金調整法施行令第九條ノ二第一項第五號「財政」十七年五月氏家國民貯蓄獎勵局長記述）。

(3) 貨幣的収入に關する場合

(一) 勤勞所得に關するもの

(イ) 政府は愛國的運動として國民貯蓄組合の結成を勸奨してゐる。然し、勸奨は、國民貯蓄組合法第六條の「主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニヨリ、第一條各號ノ一ニ掲グル者ニ對シ、國民貯蓄組合ヲ組織スベキコトヲ命ズルコトヲ得」といふ規定を後盾とする所の強力な勸奨である。従つて、民間の銀行、會社、組合等は、概ね國民貯蓄組合を結成してゐる（國民貯蓄組合法第六條）、（情報局編國民貯蓄組合法解説一五六頁）。

この場合に於ては、これらの銀行、會社、組合等の事務所、工場、營業所に勤務する者は、それらの場所に於ける國民貯蓄組合に加入し、その規約によつて、それぞれの俸給給料より貯蓄をすることになつて居り、貯蓄率は、原則として、政府の指示する規約例に依らねばならぬ（情報局編國民貯蓄組合法解説四六頁、政府發表組合法規約例其の二甲）の第十二條同附表、情報局編國民貯蓄組合法解説二二八頁、二三三頁）。

(ハ) 賞與を給與された場合に於ても（イ）の場合と同様、その職域に於ける國民貯蓄組合の組合員は、原則として規約例に準據して、賞與の一定率の貯蓄をしなければならぬ（政府發表組合法規約例其の二甲）の第十二條、情報局編國民貯蓄組合法解説二二八頁、二三六頁）。

(ニ) 賞與に對しては、大藏大臣は地方長官を通じ、その支給者に對し、一定額の公債を以て支給すべきことを通達する。従つて賞與の受給者は大藏大臣の指定する率に於て、賞與中の一定額を國債を以て支給される（大

藏大臣の地方長官に對する通牒）大每一八、五、二八

(三) 賞與の支給は、原則としてその賞與期間の基本給料の四分の三を越ゆることが出来ない（會社經理統制令二十一條、同施行規則第二十一條）。然し、業主の意思によつて、基本給料の二分の一だけの超過支給をなすことが出来るが、その部分は國債、または郵便貯金による支給であつて、退職まで業主の手許に於て保管せられる（會社經理統制令施行規則第二十四條）。

(ホ) 職域に於ける國民貯蓄組合に加入してゐるものが、手當の支給を受けた場合、その規約に準據して、一定率の貯蓄をしなければならぬ（政府發表國民貯蓄組合同例其の二(甲)の第十二條）。

(二) 轉退職所得に關するもの

(イ) 事務所、營業所、工場または事業場につき、所屬勤務者十人以上の時期を同じくする退職に際し、一人につき五百圓以上の退職金または之に準ずる給與を支給する時は、支給者は報告の義務を負ひ、支給を受ける者は、貯蓄、國債の購入等の勸奨を受ける（臨時資金調整法第十六條ニ基ク大藏省令改正第六十七號第四條第三號「財政」十七年五月號氏家大藏省貯蓄獎勵局長記述）。

(ロ) 會社役員の退職金に對しては、一定の標準によつて、その一部は國債を以て支給しなければならぬ。而も國債を以て支拂はれない部分に對しても、受給者は長期貯蓄の勸奨を受ける（會社經理統制令第二十六條、第三十條、第五條閣令省令第一號）。

(ハ) 企業整備による轉廢業者が、実績補償共助金千圓以上の支給を受ける時は、千圓を越ゆる部分に對しては、特殊決濟によらなければならぬ（企業整備資金措置法第四條、第五條、同施行令第一條第一項第五號）。

この實績補償共助金五百圓以上の場合には、債務者は支給前に大藏大臣に宛て報告の義務を負ふから、實績補償共助金五百圓以上千圓以下の支給を受けた者は、その金額に對して、また千圓以上の支給を受けた者は特殊決濟によらない部分(千百圓以下の部分)に對して、それぞれ長期貯蓄または國債購入の勸奨を受ける(臨時資金調整法第十六條ニ基ク大藏省令改正第六十七號第四條第一號、企業整備資金措置法施行令第一條第一項第六號「財政」十七年五月號氏家貯蓄局長記述)。

(二) 法人の合併に伴ひ、株主社員または出資者が、合併交付金千圓以上の支給を受けた時には、特殊決濟によらなければならぬ(企業整備資金措置法第四條、第五條、同施行令第一條第一項第七號)。

この場合、合併交付金(分類所得税額及び經過利益配當、經過基金利息または經過基金配當に相當する金額残を控除したる額)五百圓を超ゆる時は、支給者は報告の義務を負ひ、千百圓以下五百圓以上の交付金受領者は、それに對し、長期貯蓄、または國債購入の勸奨を受ける(臨時資金調整法第十六條ニ基ク大藏省令第六十七號第四條第一項第一號「財政」十七年五月號、氏家貯蓄局長記述)。

(三) 營業收益に關するもの

商業組合工業組合等産業團體加入者が、國民貯蓄組合を結成した場合、組合員はその規約により、概ねその收益から、その一定率に當る貯蓄をしなければならない(國民貯蓄組合法第一條、第一項第三號、第三條、第六條、同施行規則、第三條、第八條第一項第六號、政府發表國民貯蓄組合同規約例其の三(甲)の別表様式)。

(ハ) 貨幣的支出に關するもの

消費税の如く特定の消費に附隨して、小額證券の購入または貯蓄を爲さしむることは、従前地方的には行はれ

て居た所もあるが、——例へば大阪府に於ては、避暑避寒旅行者の宿泊が三泊以上なる場合に、大人一日一圓、小人五十錢の特別貯蓄を勧奨することになつてゐる（大朝一八、八、一〇）——、一般的には行はれて居らなかつた。然るに、昭和十八年四月法律第八十七號、臨時資金調整法中改正法律を以て、「命令ノ定ムル所ニヨリ命令ノ定ムル貯蓄ニノミ充ツルコトヲ得ル證券」を發行することとなり、同年大藏省令、第九十三號貯蓄券規則が公布せられ、政府は、大藏大臣の告示する所の様式の貯蓄券なるものを發行することとなり、五十錢、一圓、五圓及び十圓の券面金額に於てこれを賣出し、發行の年及びその翌年中に限り、これを（一）國債貯蓄、（二）銀行（日本銀行を除く）、市街地信用組合、市町村農業會または、産業組合の、定期預金または据置貯金、（三）合同運用信託、（四）金融組合の定期預金または据置預金への預入れに充てしむるのである。これらの金融機關は、かゝる貯蓄の受入れをなす義務を負ひ、その受け入れたる貯蓄券については、その券面金額に相當する金錢の交付を、日本勸業銀行に委託して、大藏大臣に請求することになつて居り、この貯蓄券の發行及び回收に關する事務は、日本勸業銀行が、これを取扱ふのである。

この貯蓄券は、劇場、料理屋、旅館等に於て、つり錢の中の一定額を之を以て支拂ひ、または、入場宿泊料理等に抱合せて之を購入せしむるなどに、利用する豫定であると言はれてゐる（民家國民貯蓄局長の議會（八十一）に於ける答辯、朝日一八、八、二三）。

### (E) その他の場合

(イ) 會社が相當永續的に資金的餘裕を有する場合、これを以て國債を購入すべき命令を受けることがある（會社經理統制令第三十四條）。



(ロ) 在郷軍人會、婦人會、青少年團、或は町會、組、隣保等が國民貯蓄組合を結成した場合、その會員または隣保居住者は、それぞれの規約による貯蓄を爲さねばならぬ(國民貯蓄組合法第一條第六號、同施行規則第二條第一項第一號、政府發表國民貯蓄組合法規約例其ノ四甲、(乙))。

(ハ) 町會、組、隣保に對する債券購入割當

これは法令その他これに類するものに基く強制ではないが、銃後國民の倫理的強制によつて、町會、組、隣保居住者は、その收入に基いて割當額の債券の購入が勸誘せられる。

(ニ) 戰時納稅貯蓄。納稅施設法(昭和十八年法律第六十四號)第十七條「命令ヲ以テ定ムル租稅ノ納稅者命令ノ定ムル所ニ依リ當該租稅額ノ百分ノ三百以内ノ金額ヲ貯蓄シタルトキハ當該租稅ノ納付アリタルモノトス」といふ規定に基き、戰時納稅貯蓄規則(大藏省令第五十八號)は、この貯蓄納付をなし得る特定租稅を左の如くに規定した。

(一) 分類所得稅の中、甲種の配當利子所得及び甲種の退職所得に對する分類所得稅を除いたもの、すなはち不動産所得、乙種の配當利子所得、甲種及び乙種の事業所得、甲種及び乙種の勤勞所得、山林の所得、乙種の退職所得、清算取引所得に對する分類所得稅。

(二) 綜合所得稅の中、公債、社債、銀行預金の利子、合同運用信託の利益等に對する分につき、源泉課稅を選擇した場合を除いたもの。

(三) 個人の臨時利得稅。

右の租稅の中、甲種の勤勞所得に對する分類所得稅は、官公署、銀行會社等で給與支拂の際、源泉に於て天

引徴収するものであり、その他はすべて賦課課税であつて、市町村で徴収するものである。

すなはち、これらの特定租税を、次に述ぶる方法により「貯蓄納付」をなしたるときは、戦時納税貯蓄證書を交付し、當該租税納付の效力を得しめ、貯蓄期限の到来に際し、貯蓄全額の返還をなすのである。

これらの租税に關する貯蓄は、これを甲種と乙種とに分ち、甲種は納期に於て納付すべき税額の百分の二百で、拂戻期限は十九年、乙種は百分の三百で、期限は十一年六ヶ月であり、一回の金額は、最低三十圓、最高二萬圓であるが、甲種の勤勞所得に對する分類所得税の場合には最低五圓である。

この貯蓄は、政府に於て管掌するのであるが、その實際上の事務は、收納については、租税徴収と同様に、市町村と甲種勤勞所得に對する分類所得税の徴收義務者に於て取扱ひ、その他の事務は日本銀行で取扱ふのである。

(ホ) 預金等増加額の一定割合に對する國債の保有

銀行等資金運用令第二條及び同令施行規則第三條の精神に基き、全國金融統制會に於ては、普通銀行は、その預金の増加額に對する六割見當、貯蓄銀行は同七割五分見當、信託會社は、金錢信託の増加額の三割見當、生命保險會社は、責任準備金の増加額の六割見當の國債を買入保有することを勧誘することになつて居る。これは間接の購買力吸收である。

一一八、一一、九一